

堺市公告第621号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月26日

堺市長 永藤英機

1 契約事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 建設局 公園緑地部 公園監理課

電話 072-228-7824

FAX 072-228-1336

e-mail kokan@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

堺市内公園施設で使用する電気

予定使用電力量は、次のとおりとする。

		契約電力 (kW)
1	金岡公園	500kW
2	大仙公園	33kW
3	大仙公園 (第4電気室)	59kW
4	大仙公園 (都市緑化植物園)	8kW
5	大浜公園	77kW

予定使用電力量 2,549,112kWh

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 調達期間

令和8年4月の検針日の午前0時00分から令和9年12月の検針日の午前0時00分まで

(4) 需要場所

別紙1のとおり

(5) 入札方式

一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」で入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日までの間、有効な登録を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日）までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市

暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。) (以下「通報等」という。) を受けた当該通報に係る者でないこと。

- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 堺市電力の調達に係る環境配慮方針(令和7年4月改正)に基づく「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」の提出により、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者であること。
- (8) 需要施設の予定使用電力量を供給するのに十分な電源を確保している者であること。
- (9) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されている者であること。
- (10) 入札に参加しようとする小売電気事業者が、供給約款を定めている場合にあつてはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあつては電力の供給条件が、一般送配電事業者が電気事業法第18条第1項の規定により経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。
- (11) 本入札の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)
- (12) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (13) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

4 日程

(1)	公告日	令和7年9月26日(金)
(2)	参加申請締切日	令和7年10月22日(水)
(3)	質疑締切日時	令和7年10月22日(水)午後5時
(4)	質疑回答日	令和7年10月27日(月)【予定】
(5)	入札参加資格確認結果通知書	令和7年10月27日(月)【予定】
(6)	入札日時・開札日時	令和7年11月6日(木)午後2時
	入札及び開札の場所	住所：堺市堺区南瓦町3番1号 市庁舎高層館17階 公園緑地部会議室

※市の休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日をいう

- 5 入札関係書類、入札参加資格確認申請書の交付、提出及び結果通知書の交付
一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。
交付方法 堺市ホームページよりダウンロード

アドレス

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/nyusatsu/nyusatsu_keiyaku/index.html

6 入札参加資格確認申請書の提出及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり、「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記5のとおり配布する。

(1) 入札参加資格確認申請における提出書類等

① 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・ 電気事業法に基づき電気小売事業者として登録を受けていることを証明する書類（「小売電気事業を営もうとする者の登録について」の写し等）
- ・ 安定供給確約書（様式2 前記3（8）（9）に掲げる要件に関する書類）
- ・ 供給約款等（前記3（10）に掲げる要件に関する書類）
- ・ 組合員名簿の写し（組合で参加する場合に限る）
- ・ 必要な金額の切手（重量25g以内）を貼付した返信用封筒
（後記（2）の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合に限る。ただし、郵便による入札を希望し、かつ後記（2）の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合は、入札参加資格確認結果通知書の交付と併せて必要書類も交付するため、当該返信用封筒の代わりに、必要な金額の切手（重量100g以内・書留郵便）を貼付した返信用封筒（角2）を提出すること。）

② 参加申請締切日

前記4（2）の参加申請締切日まで

③ 提出場所 前記1の契約事務担当課

④ 提出方法

直接持参または郵送すること。

・ 直接持参の場合

上記参加申請締切日までの午前9時30分から正午まで及び午後1時00分から午後4時30分まで（市の休日を除く。）に持参すること。

・ 郵送の場合

書留郵便にて、上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤ その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3（12）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

エ 提出された確認申請書等は返却しないものとする。

オ 提出された確認申請書等の差替え及び再提出は認めないものとする。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書及び入札書等（郵送入札を希望した者のみ）を交付する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

7 臨時登録の申請

前記3（1）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課①」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、登録要綱に基づき、当該種目の登録申請をしなければならない。

(1) 登録審査担当課①

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課 電話 072-228-7473

(2) 申請種目

区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」

(3) 申請書類配布方法

電子メールにより資料配布の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課

①まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

・登録審査担当課①メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp

・メール送付期限：下記（4）申請書類提出期限の午後5時までに必着とする。

・件名に「臨時登録希望」と明記すること。

・本文に「入札案件名」「連絡先（所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）」を記入すること。

・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課①まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

(4) 申請書類提出期限

令和7年10月9日（木）（必着）

(5) 申請書類提出方法

直接持参または郵送すること。

① 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（市の休日を除く。）に登録審査担当課①まで持参すること。

② 郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課①まで電話連絡し、到達確認をすること。

(6) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和8年3月31日までとする。当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続を行うこと。

8 堺市電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年4月改正）に基づく「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」の提出に関する事項

前記3（7）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課②」へ「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」を提出し、入札参加資格を有する旨の通知を受けなければならない。

(1) 登録審査担当課②

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

電話 072-340-2095

メールアドレス：kanene@city.sakai.lg.jp

(2) 提出書類配布方法

堺市ホームページよりダウンロード

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/ondanka/electric.html>

(3) 提出期限

令和7年10月9日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

①電子メール送信

上記提出期限内に上記登録審査担当課②へ必着とする。

②郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課②まで電話連絡し、到達確認をすること。

③直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（市の祝日を除く）に上記登録審査担当課②まで持参すること。

9 質疑応答

- ア 仕様書等に関する疑義がある場合は、質問表（様式3）を前記4（3）の質疑締切日時までに電子メール又はFAXにより質問の内容を前記1の契約事務担当課に提出すること。また提出した旨を速やかに前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、必ず到達確認をすること。
- イ 市長は、アによる質問を受けたときは、令和7年10月27日（月）までに、質問に対する回答を電子メール又はFAXにて行うものとする。

10 入札手続等

（1）入札及び開札の日時

前記4（6）入札日時・開札日時のとおり

（2）入札及び開札の場所

前記4（6）入札及び開札の場所のとおり

（3）入札方法

入札者は、前記（1）の入札及び開札の日時に（2）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。ただし、郵便による入札の場合は別途指示するものとする。

（4）入札書に記載する金額

- ア 契約の締結は単価契約により行う。入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。
- イ 入札書に記載する金額については、契約期間に係る電気料金の総額（上記アに基づいて算定された額）を20で除した額（円未満切捨て）とする。
- ウ 落札の決定は、入札書に記載された金額（上記イによって算出した額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切捨て）の比較によって行い、落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 契約の締結は、上記アで設定した基本料金単価及び月ごとの電力量料金などの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額により単価契約を行う。
- オ 燃料費調整を適用する場合は、令和7年4月～令和7年6月の平均燃料価格に基づき決定した令和7年9月分の電気料金に適用される燃料費調整単価によるものとする。
- カ 市場価格調整を適用する場合は、令和7年4月～令和7年6月の平均市場価格に基づき決定した令和7年9月分の電気料金に適用される市場価格調整単価によるものとする。
- キ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は入札価格の算定にあたっては考慮しないこと。
- ク 入札金額に電力使用実績による割引または割増し制度を適用する上で必要な受

電データ等の資料は、希望者に対して別途交付するものとする。

ケ 入札書ならびに「契約単価兼積算内訳表」に記載する金額は、税抜金額とする。

(5) 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記12(1)～(4)のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額に20を乗じた額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(6) 落札者の決定方法

契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

当該入札者のうち、立会いがいない場合はこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札 別記「入札に係る注意事項(WTO政府調達用)」7のとおり

(8) 入札者は、積算において使用した「契約単価兼積算内訳表」を落札候補者となった後、速やかに提出するものとする。

ア 「契約単価兼積算内訳表」の表題、様式等は任意。

イ 「契約単価兼積算内訳表」には、堺市長の宛名、社名、住所、代表者名を記し、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。

ウ 基本料金及び従量料金計算の端数処理は、小数点第2位まで記入すること。(小数点第3位以下、切捨て。)

エ 月合計の端数処理は、円未満を切捨てること。

オ 税込単価から税抜金額にする場合は、税抜単価から積算した総額と齟齬を生じないようにすること。

カ 全ての契約電力量に対する単価が同一の場合は、積算内訳書は1枚で可。

キ 全ての契約電力量に対する単価が同一でない場合は、各施設別に積算して総合計を算出した後、入札金額を算出すること。

1.1 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること。) 入札会場内への入室は1社1名に限ること。

1.2 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者に関する事項

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)又は(4)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことが

でき、次の（２）又は（３）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- （１）入札参加停止または入札参加回避を受けた場合
- （２）入札参加除外を受けた場合又は通報等を受けた場合
- （３）堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- （４）（１）～（３）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1.3 その他

- （１）この調達は、２０１２年３月３０日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- （２）契約保証金 要（契約金額の１００分の１０以上）。
（契約金額について、単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた額、複数単価契約の場合又は総価契約と単価契約の複合契約の場合は落札金額とする。また、長期継続契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が１２月に満たない場合において、契約期間が１２月以上のときにあっては初年度に係る部分を１年当たりの額に換算した額とし、契約期間が１２月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。）
ただし、契約規則第３０条の２に該当する場合は、免除する場合がある。
- （３）契約書作成の要否 要。
- （４）当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。
- （５）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （６）契約条項等については、前記１の契約事務担当課で閲覧することができる。
- （７）落札者が、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結することが契約条件となる。
- （８）電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、仕様書に記載なき事項については、前記３（１０）の約款の規定に準じるものとする。
- （９）供給者の発電費用等の変動により、燃料費の調整を行うことができるものとする。
なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- （１０）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。
- （１１）契約時の取扱い
ア 入札金額の算定において、複数の料金単価を使用した場合、各料金単価適用上の取扱いを契約書に定めるものとする。

イ 入札金額の算定において、割引または割増し制度を採用した場合、その取扱いを契約書に定めるものとする。

(12) 供給関係

契約者は堺市内公園施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

14 Summary

(1) Subject: Electric power used at facilities in parks in Sakai City

(2) Date and time of tender: 2:00PM, Thursday, November 6, 2025

(3) Contact point for the notice:

Construction Bureau, Park and Green Area Department, Park Administration
Division

3-1 Minamikawaramachi, Sakai-ku, Sakai, Osaka, 590-0078 Japan

TEL : 072-228-7824

入札に係る注意事項（WTO政府調達用）

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1)委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1)入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (2)入札参加資格を満たさないもの。
 - (3)入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
 - (4)入札時間に遅刻したとき。
 - (5)印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (6)代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1)入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2)入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3)入札書に記名押印がないとき。
 - (4)入札金額を訂正したとき。
 - (5)代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6)入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7)入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8)代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9)入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10)入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11)入札金額が0円以下の入札をしたとき。
 - (12)明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (13)再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
 - (14)鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (15)その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることはできない。
- 10 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 12 再度入札の回数は原則1回とする。
- 13 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と

する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

- 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 16 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 17 仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- 18 契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。